

憲法改正（9条関連）について考える

平成30年3月10日
豊橋市議会議員 中村 竜彦

憲法改正の動きが本格化してきており、今年中に国会による憲法改正の発議と国民投票が実施される可能性がある。

その結果次第によっては来年の統一地方選挙に大きな影響を与えることが想定され、私自身も自民党所属の地方議員として無関心でいられない問題である。

よって、憲法改正（9条関連）についての私なりの考えをまとめておく。

憲法第9条（現行）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

9条関連の憲法改正を考える際、以下の4つのポイントについて検討されるべきと考える。

1. 9条1項について

国際紛争を解決するための戦争・武力行使の放棄は日本がこれまで守り、これからも守るべき平和主義の重要な精神であり、1項はそのまま堅持されるべきと考える。

2. 9条2項について

現実問題として自衛隊が国民に必要と認知され存在し、今後もその存在が必要とされている以上、戦力不保持の文言は、これまでの憲法において詭弁的解釈をしなければ説明がつかなかった状況を是正し、より条文をわかりやすくする意味で削除される必要があると考える。

また、交戦権の否認についても、「前項の目的（国際紛争を解決する手段としての戦争放棄）を達するため」の限定された交戦権の否認なのか、個別的自衛のための防衛戦争をも含む全ての交戦権の否認なのか、この条文が残されることで、かえって、個別的自衛権の根拠に従来同様の詭弁的解釈を要するため、削除されるべきと考える。

2項削除の是非については、削除した方が、より条文の趣旨が明確でわかりやすくなる一方、憲法改正の国民投票で過半数の理解が得られない可能性があることから、より慎重であることを強調するため、削除すべきでないとの主張があり、一定理解できなくはないとも感じるが、しかし、本来、何のための改憲か？を考えたとき、現行憲法のままでも詭弁的解釈によって限定的自衛権と自衛隊の存在は合憲とされているのだから、改正の結果、これまで禁じられていた権力を解禁させるというよりは、改正後も実質的効果が

変わらない“確認的改憲”がその目的なのであり、その確認的改憲の大義とは、現在のよ
うに詭弁的解釈を加えることで現状（限定的自衛権・自衛隊等）の合憲性を確保するの
ではなく、憲法と現状を符合させて、より分かりやすくさせるということにあると考える。
そうすると、“戦力不保持”と“交戦権の否認”という2つについては、現状を憲法上で
説明する際に詭弁的解釈をしなければならない原因であって、改憲すべき理由そのもの
に当たることから、削除されるべきものとする。

3. 自衛隊の存在を認める憲法上の根拠規定の追記について

改正後の憲法においては、自衛隊がしっかり憲法上の根拠に基づき存在する形となること
が望ましい。

現行憲法では、自衛隊が明記されておらず、かつ、戦力不保持という条文が存在する中
での自衛隊が、法律上の位置づけのみで暴走することには一定の限界があり、自衛隊が明記
されていないことが、かえって一定の歯止めになっていると言えるが、自衛隊の存在を憲
法上に根拠づける規定を追記する場合、戦力としての組織である自衛隊が、しっかりと民
主的な指揮管理の下に統制されるということを憲法の条文上に担保しておく必要がある
のではないかと考える。

4. その他の関係条項について

自衛隊の存在を憲法上、しっかりとした根拠に基づく形へ改める以上、自衛隊とは、わが
国にとって国際法上のいわゆる“軍”としての機能なのか否かを明確にする必要があり、
そして、自衛隊は“軍ではない”とすることで戦力不保持の現行憲法に触れないとしてき
たこれまでの複雑な詭弁的解釈を改め、素直に“軍”としての機能であることを認め、自
衛隊の国内的かつ国際的立場を国際基準に標準化させる必要があると考える。そうすると、
例えば自衛隊が職務上、人を殺傷した場合、殺人罪等に問われるなど“軍ではない”と解
釈することで生じる不合理が解消されることになる。この部分については“確認的改
憲”の例外として、改憲により新たに実質的效果が変更される唯一の箇所となるが、PK
Oなどの他国も一緒に参加しうる国際貢献活動を世界の国々の軍隊と強調して行って
いくためには、そのプレイヤーである自衛隊員を、少なくとも他国のプレイヤーと同等（国
際標準）の法的立場にしておく事は（憲法前文の「われらはいずれの国家も、自国のこと
のみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なもの
であり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各
国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想
と目的を達成することを誓ふ」精神からも）必要だと考える。よって、名称はどうあれ、
自衛隊のための、いわゆる軍法および軍法会議に相当するものの整備ができるように憲法
の関係条項を改正する必要があるのではないかと考える。

以上のような観点から、以下のような私案を考えた。

◎私案（中村竜彦）

以下4件について、改正及び新設（枝番号を用いた新たな条の追加）する。

I. 9条2項を全部改正する。

憲法第9条（中村私案）	憲法第9条（現行）
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 <u>②日本国民は、わが国の存立と恒久平和を享受する権利を有し、その権利の保全は、行政権の範囲内において、内閣が行う。</u>	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

※下線が引かれている部分に変更されている箇所

【解説】

国際紛争を解決するための戦争・武力行使の放棄を定めた1項はそのまま残して平和憲法を堅持した。

一方、自衛隊の存在を認めながら“戦力不保持”の条文を残す矛盾は解消すべきと考え、これを削除し、また、交戦権の否認についても、1項で国際紛争を解決するための戦争を放棄していることで、国際紛争を解決するための交戦権も無いことは、当然にして担保されているので削除した。

そして、自衛隊が存在し得る憲法上の根拠となる規定の追記についてであるが、戦後の憲法解釈から現在の集団的自衛権の限定容認解釈に至るまで積み上げられてきた複雑なルール（詭弁的解釈で実現させている効果）をそのまま踏襲するために、谷垣総裁時代に作られた自民党改正案にみられる「自衛権の発動は妨げない」といった“自衛権”という直接的な表現は、完全な集団的自衛権をも含まれると解されかねないので採用せず、「わが国の存立と恒久平和を享受する権利」と表現し、①その権利の主体が国民であること、②その国民の権利を代表して内閣が保全すること、という論理で、自衛隊の民主的統制の担保について明記した。

即ち、わが国の存立と恒久平和を享受する権利を持っているのは日本国民であるが、国民一人ひとりの自力救済を許すのではなく、その存立と平和を保全するための権利行使は、「国民により正当に選挙された国会における代表者」（前文）により指名された「内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権」（65条・66条1項）に属する一つの権限として行使され、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」（66条3号）ことで、自衛隊の民主的な指揮監督について担保した。

この改正9条2項は、あくまで現在の政府解釈の範疇である限定的自衛権（個別的自衛権

と限定された集团的自衛権)の行使に対する根拠であって、P K Oなどの国際貢献活動については、前文の「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」および「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」の部分の根拠とする。

※内閣総理大臣、防衛大臣など、内閣における指揮監督の実質的責任者の位置づけは内閣法や自衛隊法で別に定める。

II. 73条を改正(新しく8号を追加)する。

憲法第73条(中村私案)	憲法第73条(現行)
内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。 1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 2. 外交関係を処理すること。 3. ~7. <省略> <u>8. 自衛隊を指揮監督すること。</u>	内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。 1. 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 2. 外交関係を処理すること。 3. ~6. <省略> 7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

【解説】

現在、既成事実として存在している自衛隊を憲法上、この条文で明記し、改正9条2項に基づき、国民が享受すべき権利を保全するための権利行使について、内閣の行政行為一つとして位置づけた。

この号を加えなければ自衛隊の存在が否定されるものではないが、内閣の職務として既に明記されている国務の総理、外交関係の処理と同等に自衛隊の指揮監督についても明記した。

III. 73条の2を新設する。

憲法第73条の2(中村私案)新設
自衛隊にかかる法令、又は紀律については、特別法でこれを定める。

【解説】

例えば、自衛隊がP K Oで海外に派遣された場合などにおいて、自衛隊員が職務上、他人を殺傷した場合(誤射等を含む)に、刑法で隊員個人の責任として殺人罪等に問われることのないよう、自衛隊(隊員)が、国際法上の“軍”及び“兵士”と同等の扱いとなる法整備(いわゆる軍法に相当し、かつ、刑法などの一般法に優先する特別法の制定)ができるよう、その根拠条文を設けた。

IV. 76条2項を改正（一部追記）する。

憲法第76条（中村私案）	憲法第76条（現行）
<p>すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>②自衛隊に係るものを除き、特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。</p> <p>③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。</p> <p>③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>

【解説】

73条の2の新設理由と同様の考えから、自衛隊にとっての、いわゆる軍法会議に相当する特別裁判所の設置ができるよう、その根拠条文を設けた。

但し、新設73条の2による軍法に相当する特別法は必須であると考えるが、本項一部追記により可能となる軍法会議に相当する特別裁判所は、これを設置せずに最高裁判所及び下級裁判所の所管とすることも可能である。

あくまで、“できる規定”であり、自衛隊に係る特別裁判所は、その設置の有無、及び設置の場合については、最高裁判所との司法権の範囲内における関係性（分担及び独立性）について等、すべて国会による立法権の裁量によることとした。

以上